

お知らせ

令和2年度まっせ・はしもとの開催中止について **【農林振興課】**

11月上旬に開催を予定していた「令和2年度まっせ・はしもと」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止します。市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

- **問い合わせ**
まっせ・はしもと実行委員会事務局（農林振興課内） ☎33-6113

普通救命講習、応急手当普及員講習の中止について **【橋本市消防本部・伊都消防組合消防本部】**

9月9日は、「救急の日」です。また、9月6日～12日の1週間は「救急医療週間」です。

市民の皆さんに応急手当の正しい知識と技術を身につけていただくため、普通救命講習・応急手当普及員講習の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。ご理解のほどよろしくお願いします。

- **問い合わせ**
● 橋本市消防本部 警防課 ☎33-0119
● 伊都消防組合消防本部 警防課 ☎22-0119

エコバッグを利用しましょう **【生活環境課】**

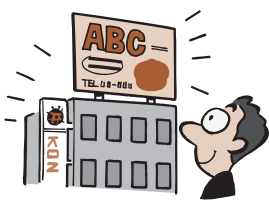
7月1日から、全国でレジ袋が有料となりました。レジ袋の削減は、「レジ袋をもらわない」という自分の意志で実践できる取り組みです。ごみの減量化や地球温暖化防止のため、買い物に行く際は、エコバッグを利用しましょう。

また、これをきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

- **問い合わせ**
生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

屋外広告物の設置・管理は適正に **【まちづくり課】**

看板などの屋外広告物は、無秩序に設置されるとまちの景観を損ねるだけでなく、落下や倒壊により事故につながる恐れがあります。



県では、景観保全と事故防止のため、屋外広告物の設置・管理に対して一定の規制を行っており、市内で屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物許可申請書を提出し、市の許可を受ける必要があります。

規制内容など詳しくは、県ホームページの「和歌山県屋外広告物の手引き」を確認していただくか、まちづくり課までご相談ください。

- **問い合わせ** まちづくり課 ☎33-6103

台風などの非常時のごみ収集について **【環境美化センター】**

台風などの影響により、「警報」が発表された場合または「警報」の発表が予測される場合、市民の皆さんと収集作業員の安全確保の観点から、ごみの収集を中止させていただく場合があります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

● **ごみ収集の中止の判断について**
収集日前日午後2時において、収集日当日までの間に「警報」の発表が予測される場合、ごみの収集を中止させていただく場合があります。

なお、中止する場合は、防災行政無線・防災はしもとメールなどでお知らせします。

● **ごみ収集日の代替について**
中止になった収集日の代替はありませんので、次の収集日にごみを出してください。ただし、可燃ごみ週1回収集地域の可燃ごみ収集のみ次の土曜日に代替収集を行います。

- **問い合わせ**
環境美化センター ☎36-1153

スズメバチなどにご注意ください **【生活環境課】**

夏から秋にかけて、スズメバチなどの営巣活動が活発になり、ハチに刺される危険性が高まりますので気をつけましょう。

なお、市ではハチの駆除を行っていませんが、防護服の貸出しを無料で行なっていますので、お困りの際はご相談ください。

- **ハチに刺されないための対策**
● ハチは黒っぽいものに対して攻撃的に反応するので、なるべく白など明るい色の服を着ましょう。
● ハチは動くものに敏感です。手で払うなどハチを刺激するような行動は避けましょう。

- **もし刺されてしまったら**
● すぐに医師の治療を受けましょう。
● 応急処置として、刺された部分をよく洗い、冷水や濡れタオルで患部を冷やし、毒が体内に回のを抑えましょう。

- **問い合わせ**
生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ **【保険年金課】**

8月下旬から9月上旬にかけて、和歌山県後期高齢者医療広域連合から、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。ジェネリック医薬品へ切替えを希望する人は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。なお、薬によっては、ジェネリック医薬品への切替えができない場合もあります。



● **対象**
ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある人

- **問い合わせ**
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 **【人権・男女共同推進室】**

和歌山地方法務局では、いじめや家庭内における虐待など、子どもに関する各種の人権相談に、法務局職員や人権擁護委員が、無料で電話相談に応じます。

- **期間** 8月28日(金)～9月3日(木)
- **時間** 午前8時30分～午後7時
※土・日曜日は午前10時～午後5時
- **電話** 0120-007-110（無料）
- **問い合わせ**
和歌山県人権擁護委員連合会（和歌山地方法務局人権擁護課内） ☎073-422-5131

国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について **【保険年金課】**

国民健康保険加入者の入院・外来時の自己負担額が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

- **認定証の種類**
● **限度額適用認定証**
適用となる範囲：医療費のみ
対象：住民税が課税され、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人
※住民税課税所得145万円未満および690万円以上の世帯に属する70歳以上の人は、高齢受給者証を提示することにより、自己負担額が限度額までとなるため、申請は不要です。
- **限度額適用・標準負担額減額認定証**
適用となる範囲：医療費と入院時の食事代
対象：住民税非課税世帯で、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人
- **申請時期** 継続の場合は8月31日(月)までに更新手続きをしてください（8月1日以降の認定証を交付）。新規の場合は随時受付。
- **持ち物** 国民健康保険被保険者証、認め印、世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは、通知カード
- **申し込み・問い合わせ**
保険年金課 国民健康保険係

給付金詐欺にご注意ください！

「新型コロナの給付金の件で口座番号を教えてください」「キャッシュカードを預かる」といった電話や訪問には注意してください。

橋本市や総務省などの行政機関が「特別定額給付金」の給付のために、現金自動預払機（ATM）から手数料の振込みを求めたり、通帳やキャッシュカードを預かったりすることはありません。

不審に感じた場合は、すぐに相談してください。 **【消費生活センター】**

- **問い合わせ**
● 消費生活センター ☎33-1227
● 警察相談専用電話 ☎#9110



特別定額給付金の申請はお済みですか

国の緊急経済対策として、家計への支援を行うため、橋本市に住民登録がある人に対し、一人につき10万円を給付しています。申請がお済みでない人は、9月以降の申請はできませんので、ご注意ください。なお、申請書は5月下旬に全世界帯へ郵送していますが、届いていない場合は、お問い合わせください。 **【政策企画課】**

- **給付対象者**
令和2年4月27日（基準日）において、橋本市に住民登録がある人
- **受給権者**
給付対象者が属する世帯の世帯主
- **申請期限** 8月31日(月)（消印有効）
- **問い合わせ**
橋本市特別定額給付金コールセンター ☎32-3101
※原則として窓口の対応は行なっていません。

